

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 2 年 3 月 1 8 日

奄美市農業委員会

第 3 回定例総会議事録

署名委員 泉 智宜

署名委員 中山 芳一

奄美市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 招集日時 令和2年3月18日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・4月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第15号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(除外)
- 議案第16号 下限面積(別段面積)の決定について
- 議案第17号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和2年第3回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、10番 泉 委員と11番 中山 委員の二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第13号から議案第17号までの5件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>2 ページのNO. 8 は、売買による所有権移転の許可申請でございます。</p> <p>申請地は1筆の面積964㎡で、取得後は果樹を栽培する予定でございます。</p> <p>9 ページのNO. 9 は、売買による所有権移転の許可申請でございます。</p> <p>申請地は1筆の面積1175㎡で、取得後はパッション・トマトを栽培する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>18 ページのNO. 10 は、贈与による所有権移転の許可申請でございます。</p> <p>申請地は2筆の面積894㎡で、取得後は飼料作物の栽培予定でございます。</p> <p>26 ページのNO. 11 は、売買による所有権移転の許可申請でございます。</p> <p>渡し人はNO. 10 と同一でございます。申請地は1筆の面積1732㎡で、取得後は飼料作物を栽培する予定でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次申請人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>農地法第3条に係るNO. 8 について調査報告をいたします。</p> <p>2月12日木曜日午後2時頃に受人が窓口に見えられたので、申請内容の確認をしました。資料では贈与による所有権移転とありますが、贈与に係る渡し人との関係をお聞きしましたところ、売買による所有権移転の間違いであるという事でございます。964㎡に対しての対価であるという事でございます。</p> <p>申請書記載の移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いないとの事を確認いたしました。以上です。</p>
<p>11番</p>	<p>(中山委員)</p> <p>3条のNO. 8 について調査報告をいたします。</p> <p>3月14日9時半に譲渡人宅を訪問して話を聞く事ができました。</p>

申請の農地は譲受人の母親が以前から借地をしていた土地で、母親が高齢のため受入である息子が購入して農業を引き継いでいきたいとの事で、申請内容には間違いがないという事でありました。

6 番 (西委員)

自分の畑に行く途中に申請地があり、集落から500m離れた場所で、道路沿いに面しています。この畑は受入の母親が借りていてカボチャなどを栽培していました。現在草が少し生えている状態で、問題ないと思います。

第3条の調査書については、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

14番 (濱手委員)

農地法第3条のNO.9の譲受人について調査報告をします。

3月13日午後6時30分頃受入の自宅で話を聞くことができました。

この書面については間違いがないとの事で、受入は会社の代表取締役で本人と6名の社員で運営しているという事です。精神疾患を持っておられる方を預かり畑で就労させているとの事で、現在27人ほどが認定されていて毎日15名ほどの人数が働いているとの事でした。

3月16日午前11時頃トマトのビニールハウスを見せてもらったところ、ちょうどトマトの収穫時期で20代位の若い女性の方が、5、6名でトマトの収穫をしていました。

今回譲り受ける畑の目的は、借り地の場合何時、返却を求められるか分からないので、出来るだけ心配のいらない自分の畑がほしいという事でした。

これだけの畑で働ける人数がいれば、この譲り受ける畑も十分活かしていけると思いました。以上です。

11番 (中山委員)

NO.9について調査報告をいたします。

3月14日10時に渡し人宅を訪問して直接話を聞きました。

先ほど濱手委員の方から説明もありましたが、申請地の所在、面積、価格等については間違いがないという事です。以上です。

6番 (西委員)

土地について報告します。集落から1km程行った場所にあります。

農振地域で区画整理がされておりますが、何年の耕作されておらず雑草が

覆われています。周囲も遊休農地となっておりますので、是非購入して利用してもらいたいと思います。

第3条の調査書については、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

10番

(泉委員)

NO.10と11について報告します。

3月15日19時に受人宅に行き話を伺いました。

肉用牛を100頭くらい飼養している大手の牛農家ですので、毎日農業に従事しております。

取得後も飼料作物を作付けする予定で、申請書類には間違いはないという事です。以上です。

事務局

(竹田笠利分室長)

NO.10と11の譲渡人、JAの支所長に3月11日13時20分頃にお話を聞かせていただきました。

JAでは譲受人と申請内容に間違いはないとの事で確認がとれております。

この件については奄美農協の理事会で決議しており、稟議書の原本のほうも見せていただいて、写しも戴いておりますのでご報告いたします。

3番

(肥後委員)

3条の許可申請の土地について、NO.10, 11は受人、渡し人が同じで場所も隣接していますので同時に報告いたします。

3月17日11時30分受人立ち会いの下、土地の調査をいたしました。

25ページの地図をご覧ください、場所はNO.10がJAの畜産センターの敷地内とその道向かいにあります。NO.11の申請地は、受人の畜舎の横にあります。

いずれも飼料作物が栽培されておりました。

何故、NO.10が贈与なのかと訪ねましたら、NO.11の畜舎横の土地を売買で契約の話が進んでいたが、契約後にNO.11の面積が契約時より少ないことが判明したので、足りない分としてNO.10の土地を贈与で申請することになったとの事です。

受人は大々的に和牛生産を営んでいる農家で、この申請は飼料作物を生産する土地拡大のためであり何の問題もないと思います。

農地法第3条の基づく調査の結果、NO.10、NO.11共に第2項第1号、

第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番

(前田委員)

NO.9は農業法人ですか。

14番

(濱手委員)

農業法人ではありません。

本人は会社の代表で指定福祉サービス就農継続支援B型となっています。

3番

(肥後委員)

それは問題ありませんか。会社の社長が3条によって農地を取得し授業員が耕すという事は問題ないですか。

14番

(濱手委員)

これは個人での申請です。会社ではありません。

議長

(吉委員)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第13号農地法第3条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第 4

議案第 1 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

3 5 ページ、農地法第 5 条の規定による許可申請の NO. 6 につきましては、島外にお住まいの渡し人の所有する土地、1 5 9 m²を受人が一般住宅を建設するため譲り受けたいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は市役所から北北西に 4 k m に位置し都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断される。

4 3 ページ、NO. 7 につきましては、島外にお住まいの渡し人の所有する土地、4 3 0 m²を受人が倉庫及び野外道具置き場をするため譲り受けたいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は市役所から北北西に 5 . 5 k m に位置し周りを山に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

6 番

(西委員)

NO. 6 について、3 月 1 5 日月曜日 1 8 時半頃、受人の自宅の方で聞き取り調査をしました。

現在、借家住まいで手狭であるため今回住居に望ましい申請地に、住居を建築したいという事です。申請書内容に間違いがないという事です。

次に土地について、申請地はバス道路沿いで、土地は更地の状態です。

事前着手等はありません、問題ないと思います。以上です。

事務局

(用稲局長)

第 5 条の NO. 6 の調査報告をいたします。

	<p>譲渡人が島外にお住まいですので3月17日14時半頃電話にて申請内容の確認をいたしました。</p> <p>譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのないことを確認いたしました。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上でございます。</p>
6 番	<p>(西委員)</p> <p>5条のNO.7について、3月16日月曜日午前9時頃受人と申請地で、上原推進委員と私で話を聞くことができました。今回の土地取得の理由は昨年、娘が昨年都会から帰ってきて、住んでいる家が狭く家裁道具が置けないので保管場所を作りたいという事です。現在の保管場所は年間50万払っているの、土地を取得し保管場所を作るという事です。申請内容に間違いのないという事です。</p> <p>土地について、旧道沿いで山は急斜面になっております。コンテナを2基置くという事で問題ないと思います。後々家を建てるのですかと聞くと、急斜面なので家は建てないという事です。以上です。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>43ページNO.7の譲渡人が島外にお住まいですので、3月17日14時頃電話で申請内容の確認をいたしました。</p> <p>譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのないことを確認いたしました。</p> <p>譲渡人は、受人のお父さんの兄弟で叔父にあたるそうです。以上です。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>NO.7について、コンテナ設置と倉庫を設置するのでは意味が違いますが。この倉庫は造るのですか。事業計画ではコンテナ造りと書いてありますが、申請書は100万計上しています。</p>
事務局	<p>(原住用分室長)</p> <p>使う目的が倉庫であれば、コンテナも倉庫として見なされるのではないですか。仮に中を改造して住居とする場合は家として見なされると思いますが。使う目的の問題ではないかと思えます。</p>

議長

(吉会長)

西委員の現場の説明を詳しくお願いします。

6 番

(西委員)

上原委員と確認に行きましたが、申請地は県道に向かって右に道路、左は急斜面名山になっております。コンテナ設置は大丈夫ですが、家を建てるのであれば、資金を使って擁壁をしないと出来ない場所です。

受人はコンテナに窓を付けて換気を良くして、台風等にも耐えられるようにコンクリート等で基礎をうつ予定だそうです。受人は保育園の園長もしており、家裁道具と他に、保育園の道具も収納したいという事です。

議長

(吉会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号農地法第5条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第15号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について、を議題といたします。事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

54ページ議案第15号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について農業振興地域からの除外申請がなされたことに伴い、奄美市長から奄美農業振興

地域整備計画の変更に係る意見を求められています。

土地の所在は名瀬伊津部勝字根山の1筆18844㎡でございます。
除外理由につきましては太陽光パネル設置に伴う除外でございます。
土地利用者は東京に会社があります。よろしく申し上げます。

議長 (吉会長)

それでは本件に対する担当調査委員の調査報告を求めます。

11番 (中山委員)

3月13日8時半に申請人の自宅を訪問して直接話を聞く事ができました。申請地はミカンや時計草等の栽培を試みましたが、地形的に高台にあり、季節風や台風などでかなり影響を受けたという事です。約2町歩近い面積であったが、数年前に農業は廃業しておるという事です。

土地利用者は東京にある太陽光発電を営んでいる会社が、太陽光パネルを設置し利用したいという事から農振地域を除外したいという申請です。以上です。

14番 (濱手委員)

調査報告をします。3月13日午前9時過ぎに中山委員と2人で申請人立ち会いの下、確認しました。35年前山の頂上を切り開き畑にしたとの事でした。頂上を中心に左右段々畑で、まとまった畑はありませんでした。

それでも農作物を作りましたが風が強くと作物は育たなかったとの事、タンカンの木も殆ど枯れてしまい、今は1本も見当たりません、本人は高齢で1年半前の台風で、畑の隣の住まいも被害を受け、昨年11月に市営住宅へ引っ越したとのことです。現状で畑として利用することは、第三者からみて無理と思いました。畑として利用できなくとも、太陽光発電に利用するには最適ではないかと思いました。以上報告いたします。

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 (栄委員)

地目が山林ですが、農業委員会と関係ないと思しますので、出来るのではありませんか。

事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>以前もこのような申請がありましたが、地目は山林であっても農業委員会の意見を戴いてくださいと県からの指導があったようです、それで総会で諮り委員会としての意見を提出しております。</p>
9 番	<p>(栄委員)</p> <p>この場合、農振地域を除外しなかった場合出来ないという事ですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>今回は意見を求められていますので、農業委員会が承認しないと言っても、原野、山林ですので、今回は意見として求められているだけです。</p> <p>意見を提出し県や農林サイドで協議を行い許可するかの判断をします。</p>
3 番	<p>(肥後委員)</p> <p>農振地域の範囲の指定が、その地域全体、山林も林野も含めて指定するから、もこういう事が起こりうるのだと思います。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>基本的には農振地域を外さないとい何も出来ないという事だと思います</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>農振地域に縛られている所は勝手に触れないと、それに対し除外、変更の変更申請をしないと簡単には触れないという決まりになっています。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第15号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)については「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(「全員」挙手)</p>

	<p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第15号 奄美農業振興地域整備計画の変更（除外）については、審議の結果「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>（吉会長）</p> <p>日程第6</p> <p>議案第16号下限面積（別段面積）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>（用稲局長）</p> <p>（事務局の朗読及び説明）</p> <p>奄美市における下限面積は、20aで、決定しておりますが、下限面積は毎年、総会において決定しなければならないとなっております。また毎年県への報告もある事から総会の議決事項として提出させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>（吉会長）</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
<p>11番</p>	<p>（中山委員）</p> <p>各市町村によって下限面積というのは決定される訳ですね。私どもみたいに農家でない者は、退職又は途中からでも農業を楽しみたいと、自分の土地がほしいと思っている方々が周りにもいます。その方達にどういう基準で設定されているのかを説明すれば良いのか戸惑います。</p>
<p>事務局</p>	<p>（池次長）</p> <p>下限面積につきましては、合併する前は各地域ばらばらでした。合併を機会に20aに統一されました。当時の農地面積に農家数を割った数が、20aということで下限面積が設定されています。</p>
<p>事務局</p>	<p>（用稲局長）</p> <p>また、転売等を防ぐ意味においても、下限面積を下げるという事はされて</p>

おりません。違う目的で売買が行われる可能性もあるので、最低でも農業で収入を得る最低限の面積という事で設定されています。

議長

(吉会長)

他にございませんか

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号下限面積(別段面積)の決定について、承認と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第16号下限面積(別段面積)の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第7

議案第17号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(中棚委員退席)

事務局

(竹田笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第17号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第67号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

（中棚委員着席）

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和 2年 3月18日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳